

ごみの分別について詳しくは、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」・ごみ分別ガイドブックでご確認ください。

ごみ分別ガイドブックはホームページに掲載しています。



燃やせるごみ(可燃)

生ごみ等の水分を含んでいるものは、十分水分を切って出してください。

- 生ごみ・貝殻
- 乾燥剤・保冷剤
- 枝・木
 - 長さ1m未満かつ、太さ5cm未満にして束ねてください。
- リサイクルできない布類・紙類・内側がアルミ加工のバック
- 紙おむつ
- 使い捨てカイロ
- わた布団・カーペットなど
 - 1m以内に裁断するか、ひもでほどけないようにしっかりと十字字に縛り袋に入れてください。
- 木製家具類・スプリング無しマットレス
 - スプリング無し
 - スプリング無しソファ(1m未満のもの)
- 汚れが取れない容器包装プラスチック
- 1m以上のものであっても、分解をし1m未満にすれば燃やせるごみとして出せます。
- 鞆・靴

容器包装プラスチック(容プラ)



「プラスチック製容器包装マーク」がついているものが対象

容器や容器のふた、包装の一部になっているものです。商品の保護または固定のために使われているものです。異物が残らないように、食器を洗った残り水などですすいでください。

- ふた・キャップ類
- ポリ袋・ラップ類
- ボトル類
- カップ・バック類
- トレイ類
- チューブ類
- ネット類
- 緩衝材類

電池(充電式電池を含む)が入っている場合は、必ず取り除いてください。金属ごみと燃やせないごみは、同じ袋に入れて出すことができます。

金属

- 缶類
- 家電製品
- 刃物類
- フライパン・鍋
- 自転車・スプリング入りソファ(三人掛け ※1.8m程度まで)・スプリング入りマットレス(ダブルサイズまで) ※四人掛け以上のスプリング入りソファ、クイーンサイズ以上のマットレスは収集しませんので、津市リサイクルセンターへ自己搬入してください。
- スプリング入り(一人掛け~三人掛け) (シングルサイズ・ダブルサイズ)

燃やせないごみ(不燃)

- 丸太(木材)
 - ※太さ5cm以上
 - 10cm未満かつ
 - 長さ1m未満
 - ※太さ5cm未満かつ長さ1m以上3m未満
- 陶磁器類
- ガラス類・鏡類
- 電球類
- 化粧品・消毒用のびん
- スプリング無し(1m~ダブルサイズ)
- スプリング無しマットレス(ダブルサイズまで)

ペットボトル(ペット)

PETマークのついたものが対象

しょうゆやみりん等の調味料のボトルも、PETマークがついていれば対象

必ず中身を使い切り、汚れを取り除いて、乾燥させてから出してください。ふた、ラベルは容器包装プラスチックの日にしてください。こどもの工作や外で使用していたものなど、切り開いていたり汚れが落ちてきたりした場合でもペットボトルとして回収します。ただし異物は取り除いてください。

びん

酒・ジュース・ドリンク剤・調味料など人が口にする飲料品のびん

必ず中身を使い切り、ふた、汚れを取り除いてから出してください。

問い合わせ

白山地域のごみの分別・収集について
白山総合支所 地域振興課
☎059-262-7017

ごみの減量・ごみ分別アプリについて
環境政策課
☎059-229-3258

ごみ処理施設の利用・搬入について
環境施設課
☎059-237-0671

その他プラスチック(他プラ)

プラスチック製容器包装マークが無く、すべてプラスチックでできたものが対象です。透明または半透明の袋に入れて出してください。袋に入らない場合は、そのまま出してください。

- ポリバケツ・洗面器
- 食品保存器
- 灯油ポリタンク
- ヘルメット
- クーラーボックス
- DVD・DVDケース
- CD・CDケース
- ピニールホース
- ピニールシート
- 歯ブラシ
- スプーン・フォーク(プラ製)
- ボールペン
- カード類
- プランター

汚れがある場合は、可能な限り取り除いてください。

新聞・雑誌・雑紙、ダンボール、衣類・布類、飲料用紙パック(資源)

新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パックはひもで十文字に束ねて出してください。衣類・布類は洗って乾かし、透明または半透明の袋に入れて出してください。

- 新聞(新聞紙・新聞チラシ)
- 雑誌・雑紙(週刊誌・書籍・教科書・菓子箱類・コピー用紙・包装紙など)
- 飲料用紙パック(内側が白いもの)
- 衣類・布類(セーター・Tシャツ・ジーパン・スーツ・スポーン・スカート・着物・シーツ・毛布など)
- 断面

危険ごみ(危険)

乾電池・充電式電池、スプレー缶・卓上カセットボンベ、蛍光管、使い捨てライター、水銀式体温計はそれぞれに分別して透明または半透明の袋に入れて出してください。

- 乾電池・充電式電池
 - なるべく最後まで使い切ってください。
- 充電式電池は上記のマークが表示されています。端子をビニールテープ等で覆い、透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ニカド電池
- ニッケル水素電池
- リチウムイオン電池
- スプレー缶・卓上カセットボンベ
 - 中身はなるべく使い切ってください。穴開けは不要です。
- 使い捨てライター
 - 中身はなるべく使い切ってください。
- 蛍光管
 - 蛍光管が入っていた箱、筒や袋に入れて割れないようにしてください。
 - ※品番「F」、「EF」から始まるものが蛍光管です。
- 水銀式体温計
 - 割れないよう、なるべく専用容器へ入れてください。
- 電池が取り外せない製品
- 加熱式タバコ
- ハンディファン
- 電気シェーバー

市では収集しないもの(市では処理できないもの)は、ごみ集積所へ出さないでください。

市では収集しないもの

処理困難物(市では処理できないもの)



注射針



注射針は受診している医療機関へ返却してください。

事業活動から出るごみ

事業系一般廃棄物については、事業者が自ら処理施設に搬入するか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼してください。産業廃棄物については、県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に収集を依頼してください。

これらのごみは施設への持ち込みもできません

販売店または専門の処理業者に処理を依頼してください。

※塗料(ペンキ)・シンナーは残塗料処理剤を使用し固めた場合、オイル類は少量であれば雑紙・雑布等にしみこませた場合、燃やせるごみの日に出すことができます。

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)のリサイクル

家電リサイクル法対象品目



お問い合わせ先

家電リサイクル券センター
☎0120-319640



家電リサイクル券センター



家電リサイクル法対象家電収集運搬業者

家電リサイクル法対象品の処分方法

方法①

リサイクルする家電製品を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼する。

方法②

市の許可する収集運搬業者に依頼する。
※無許可の業者に依頼しないでください。

方法③

事前にメーカー、型番を控えた上で、郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込む。

市内の指定引取場所

株式会社タヤマ 津市高茶屋小森上野町1143番地
☎059-234-8666

パソコン・オートバイ・携帯電話・消火器のリサイクル

家庭系パソコンのリサイクル



方法①

津市の施設に直接持ち込む
市内エコ・ステーション、市役所本庁舎環境政策課窓口、各総合支所地域振興課窓口にて無償で回収をしています。

方法②

メーカー等へ引き渡す
平成15年10月1日以降に販売されたPCリサイクルマークがついているものは、リサイクル料金が購入時に支払われているため、新たな料金負担はありません。



一般社団法人パソコン3R推進協会

ホームページには各メーカーの問い合わせ窓口やリサイクル料金が掲載されています。

☎03-5282-7685

受付時間:午前10時~午後5時
営業日は直接お問い合わせください。ページ→



オートバイ(原動機付自転車を含む)のリサイクル



二輪車リサイクルコールセンター
☎050-3000-0727

受付時間:午前9時30分~午後5時
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

携帯電話のリサイクル

方法①

携帯電話・PHS・スマートフォンは「使用済小型電子機器」として、市内エコ・ステーション、市役所本庁舎環境政策課窓口、各総合支所地域振興課窓口にて無償で回収をしています。

方法②

「モバイル・リサイクル・ネットワーク」の専用ロゴマークのある販売店でも無償で回収をしています。専用ロゴマークのあるお近くの販売店に処理を依頼してください。

消火器のリサイクル

一般社団法人日本消火器工業会
(消火器リサイクル推進センター) ☎03-5829-6773

受付時間:午前9時~正午、午後1時~午後5時(土曜日・日曜日・祝日・休日を除く)

ごみの分別について詳しくは、「ごみ分別アプリ「さんあ〜る」・ごみ分別ガイドブックでご確認ください。ごみ分別ガイドブックはホームページに掲載しています。



ごみの自己搬入施設



引越しや大掃除等で、通常の家庭ごみの収集日に、ごみを一時集積所に出すことができない場合は、直接ごみ処理施設に持ち込むことができます。持ち込む際は、家庭ごみの分別方法に従って分別して搬入してください。

※施設利用には使用料がかかる場合があります。

自己搬入に関するお問い合わせ

(3施設共通)
環境施設課 ☎059-237-0671

搬入できる日時
月曜日~金曜日(祝日を含む)
8:30~12:00 13:00~16:30
※年末・年始の受入については、別途広報紙等でお知らせします。

施設へ持ち込めば処理できるもの

※ごみ集積所には出さないでください

畳・ユニット畳

津市リサイクルセンターへ搬入してください。い草の畳の場合は、3分の1程度に切れば、西部クリーンセンターもしくは、クリーンセンターおおたかへ搬入することができます。(※個人で交換したものに限る。)

石・砂・土

1日に一度、土のう袋2袋以内【20kg以内】であれば、市内エコ・ステーションに持ち込むことができます。3袋以上【20kgを超える】を一度に捨てる場合は、津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。(重量によって施設使用料がかかります。)

石膏ボード・断熱材

津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。飛散防止のため、断熱材及び欠けたり、割れたりしている石膏ボードは、袋を二重にしてください。(※個人で交換したものに限る。)

オイル処理箱(使用済み)

西部クリーンセンターもしくは、クリーンセンターおおたかへ持ち込んでください。

白(木製・石製)・金庫(耐火性)

津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。必ず鍵を開けて中身を空にしてください。

太さ10cm以上40cm未満の木

津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。

1mを超える大型木製家具・スプリング無しソファ

津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。

フロンガスを含む製品(除湿機能付き空気清浄機など) ※冷蔵庫や冷凍庫など家電リサイクル法対象製品を除く

フロンガスを抜いたことがわかる証明書を持って、津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。※フロンガスを含む製品には「冷媒ガス」や「フロンガス」、「R-134a」、「HCFC-22」等の表示があります。確認ができない場合は、メーカー等へ問い合わせてください。※三重県ホームページより、フロンガスを抜くことができる業者を確認することができます。

在宅医療廃棄物(在宅医療に伴い家庭から排出される医療ごみ)



透明または半透明の袋に入れ、口をきつく結んで、密閉してください。袋に①または②と表示して燃やせるごみの日に出してください。

※注射針を取り外したものは回収できるもの

エコ・ステーションへの自己搬入



市では、「エコ・ステーション」を設け、古紙類や使用済小型電子機器などの資源ごみを回収しています。

エコ・ステーション	搬入できる日時	受入品目
明神リサイクルストックヤード (久居明神町2108番地1)	毎週水・土・日曜日 8:30~16:30 ※12月29日~1月3日を除く	容ブラ・他ブラ・びん ① 新聞・雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器 ② 石・砂・土・危険ごみ
芸濃エコ・ステーション (芸濃町北神山1450番地)	毎週水・日曜日・12月29日・30日 9:00~16:30 (12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く	金属(50cm角以内のもの)、自転車 ①の品目 ②の品目
一志とことめエコ・ステーション (一志町田尻345番地1)	毎週土・日曜日・12月29日・30日 9:00~16:30 (12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く	①の品目 ②の品目
西部クリーンセンター (片田中町1304番地)	毎週月~金・12月29日・30日 9:00~12:00、13:00~16:00 ※12月31日~1月3日を除く	羽毛製品(ダウン率が50%以上のもの) ①の品目
河芸エコ・ステーション (河芸町久知野392番地)	毎週火・木・土・日曜日・12月29日・30日 8:30~16:30 (12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く	①の品目 ②の品目
香良洲エコ・ステーション (香良洲町3958番地9)	毎週月・火・木~日曜日・12月29日・30日 7:30~12:00、13:30~16:45 (12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く	①の品目 ②の品目

石・砂・土の持ち込みについて(西部クリーンセンターは除く)

エコ・ステーションへ持ち込む場合は、土のう袋等の破れにくい袋に入れて、1日に一度、2袋以内[20kg以内]にしてください。一度に大量(土のう袋3袋以上[20kgを超える])に排出する場合は、津市リサイクルセンターへ搬入してください。(重量によっては、施設使用料がかかる場合があります。)

搬入できる使用済小型電子機器

※市役所本庁舎環境政策課及び各総合支所地域振興課窓口にも持ち込み可能です

電話機器	映像用機器	映像用機器	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、DVD/BDプレイヤーなど
電話機(固定電話、携帯電話、PHS、スマートフォン、タブレット型情報通信端末)、ファクシミリなど	映像用機器	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、DVD/BDプレイヤーなど	
ゲーム機	カー用品	ナビゲーション、チューナーなど	
音響機器	付属品	リモコン、ケーブル、充電器など	
補助記憶装置	その他	パソコン(モニター含む)、電子辞書、電子書籍端末、時計、電子血圧計、電子体温計など	
理容用機器			

※充電式電池が取り外せない場合でも持ち込み可能です

大型家具等のごみ出し支援制度

大型の家具等を地域のごみ一時集積所へ排出、または市ごみ処理施設へ直接搬入することが困難な世帯に対して、市職員が直接自宅まで無料で収集に伺います。

対象世帯

要支援認定者	要介護認定者	身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	75歳以上の方
--------	--------	----------------------------	---------

のみで構成される世帯

※上記以外の人と同居している場合や、施設などに入所し、空き家となっている場合、引っ越しなどに伴う片づけの場合は対象世帯にはなりません。

対象品目

タンス、棚、鏡台、ベッド、マットレス、マッサージチェアなどの大型家具類
【お願い】身近な人(親族、同居人)から支援が得られる場合は、まずそちらの方からの支援を優先してください。

※申込は1回につき3点まで、年度内に2回までになります。

申し込み・問い合わせ先 津市環境部環境政策課 (電話:059-229-3258 FAX:059-229-3354)
各総合支所地域振興課

津市ごみ出しサポート収集事業

日常ごみを最寄りのごみ一時集積所へ排出することが困難な世帯に対して、市職員が直接自宅の前まで無料で収集に伺います。

市内在住で、要件①から③のすべてに当てはまる世帯が対象です

要件①	要件②	要件③
ホームヘルパー利用者 または ごみ出しが困難な状況にある人 ※環境政策課に要相談	要介護2以上の認定者 または 肢体不自由もしくは視覚障害1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方	要件②の対象者のみで構成される世帯 または 要件②の対象者と、高校卒業までの児童のみで構成される世帯

排出方法

自宅の敷地内に専用の蓋付容器を2個(燃やせるごみ用、燃やせるごみ以外用)設置し、収集日までにごみを容器へ入れてください。

収集頻度
燃やせるごみ 週1回
燃やせるごみ以外 月1回

申し込み・問い合わせ先 環境政策課 (電話:059-229-3258 FAX:059-229-3354)

家庭で出た廃食油を回収しています

回収できるもの

なたね油、ひまわり油、オリーブ油、大豆油、紅花油、ごま油などの植物油

廃食油の出し方

- ① 油を常温まで十分に冷ましてください。
- ② 天かすなど、油の中の異物を取り除いてください。
- ③ ろう斗などを使って、ペットボトルなどのふたがついた密閉できる容器に油を入れてください。
※運ぶ際に油がこぼれないよう、ふたはしっかりと閉めてください。
- ④ 回収拠点に設置してある回収ボックスに、油の入った容器をそのまま入れてください。

問い合わせ先 津市環境部環境政策課 (電話:059-229-3258 FAX:059-229-3354)



▲回収拠点など、詳細についてはこちらをご確認ください。